

(3) 就業会員は、常に明るい雰囲気で就業できるよう、責任分担を明確にしながら作業にあたること。

(4) 就業会員が就業中、事故が発生するなどの不測の事態が発生したときは、直ちにリーダー及びセンターまたは発注者に連絡する等必要な措置を講じること。

(傷害保険)

第8条 センターは、会員のため団体障害保険に加入し、会員はセンターの就業によって傷害が発生した場合、その保険の定めるところにより保障されるものとする。

(損害保険)

第9条 センターは、賠償責任保険に加入し会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、その保険の定款に定めるところにより、賠償を保障されるものとする。

(補 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については理事会で定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する